

正しくお早めに!!

2月16日から
3月15日まで

サラリーマンのかたでも、確定申告をしなければならぬ場合や、したほうが得な場合があります。

しなければならない場合

- ①給料・賞与の総額が1,500万円を超えるとき
- ②給与所得以外の所得が20万円を超えるとき（ただし住民税の申告は20万円以下でも申告してください。）
- ③2ヵ所以上から給与をもらったとき

したほうが得な場合

- ①マイホームをローンなどで取得したとき
- ②火災・盗難などの被害を受けたとき
- ③病気や出産などで多額の医療費を支払ったとき
- ④会社などを年の途中でやめ、再就職していないとき

還付申告は2/15以前でも

還付を受けるための申告（給与1ヵ所で、医療費控除などで還付を受ける場合は、還付申告書があります。）は2月15日以前でも受付けます。

所得税の出張相談

とき 3月1日(火) 9:30~16:00
ところ 八日市場市役所 3階

税理士による無料相談

とき 3月2日(水) 9:30~15:30
ところ 光町役場 第1・第2会議室

土地などの譲渡所得

贈与税の出張相談

とき 2月19日(金)・22日(月) 9:30~16:00
ところ 光町役場 2階会議室

申告は、電話をかける

タイミングで……

ビジネス社会において、電話をかけるタイミングというものは重要なもの。

一般的には、思い立ったら即1番にかけたほうがよい場合が多い。そのうちに……とっていると、タイ

ミングを失い、とりかえしがつかなくなることにもなりかねません。相手がたにとっても早いほうが予定も立ち、都合がよいものです。

税金の申告や相談も同じことがいえます。期限間近になって、誤った申告をしたり、混雑した相談会場で長時間待たされることにもなりかねません。

「申告のタイミングは早めに、
内容は正しく」これが1番いいようです。

今年度の各種控除等の主な改正点は、
広報1月号の10ページをご覧ください。

税の一口メモ

国民年金の保険料も「社会保険料控除」の対象となり、所得から控除されます。

62年中に支払った自分自身の保険料はもちろん、家族のために支払った分、また、過去にさかのぼって納めたときなどは、その分も全部控除の対象となります。

所得の確定申告をする際には、国民年金保険料も忘れずに申告しましょう。

保険料額（昭和62年）

定額分 1月~3月 月 7,100円
4月~12月 月 7,400円

付加保険料 月 400円

1年分（1月~12月） 87,900円（定額）
92,700円（付加分こみ）

固定資産課税台帳の縦覧が延期されます。

毎年3月1日から20日間行なっている固定資産課税台帳の縦覧は、4月に延期となります。

また、これに伴い昭和63年度の固定資産税の第1期の納期（4月）を5月に変更します。

そのため、例年4月にお送りしている納税通知書は、5月中旬にお送りします。

未申告は、後の負担が大きくなります。
申告漏れ

正しく、お早めの申告を